

本部町公告第 26 号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、随意契約（簡易公募型プロポーザル形式）を実施するので、次のとおり企画提案書の公募手続を開始する。

令和 8 年 4 月 14 日

本部町長 平良 武康

1. 委託業務の内容

- (1) 業務名 本部町役場本庁舎夜間警備業務
- (2) 履行期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- (3) 業務内容 別添「業務仕様書」を参照。
- (4) 契約限度額 46,761,000 円（3 年間合計・消費税込み）

2. 応募資格

以下の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本店または支店を有すること。
- (5) 共同企業体でないこと。

3. 企画提案書等の提出

(1) 質問について

①受付期間

公告の日～令和8年4月24日（金）正午

②提出方法

質問票（様式1）を、持参またはFAXにより提出（FAXの場合は、送付後、必ず末尾の連絡先まで電話で着信を確認すること。）

③回答方法

令和8年4月28日（火）までに本部町ホームページにて回答する。

(2) 企画提案書等の提出方法ほか

①受付期間

公告の日～令和8年5月7日（木）正午

②提出方法

持参又は郵送により提出。ただし、郵送の場合は簡易書留またはレターパックプラスに限る。郵送の場合でも上の期限必着とする。

4. 企画提案書等の作成について

提出すべき企画提案書等は次のとおりとする。

(1) 1部のみ作製するもの

①企画提案書かがみ（様式2）

②見積書（任意様式）

上記1（4）契約限度額の範囲内で、本業務の経費（追加提案事項含む）に係る見積書を提出する。見積金額は3年分で、消費税を含んだ金額とする。なお、評価の対象とする。

③業務実績について証明できる資料

業務実績の確認のため、対象の業務ごとに契約書のかがみの写しを添付すること（それぞれ最大5件まで）。

(2) 4部作製するもの

次の①～③について、用紙はA4判で、番号の順に編さんし、長辺綴じ、片面印刷とする。カラー印刷でも可。ページ番号を付記すること。

①法人概要書（様式3）

②法人の業務実績（様式4）

下記に示す業務実績があれば記入すること。これらは上記4（1）③の資料で確認する。実績となる警備業務は、警備員を施設内に配置する履行期間が2カ月以上のものを対象とする。複数年契約でも1件として扱うが、履行期間の一部が対象年度に入っていれば計上してもよい。

ア 過去5年度間（令和3年度～令和7年度の間）で本部町が発注した庁舎

夜間警備業務の受注有無

イ 過去10年度間（平成28年度～令和7年度の間）で沖縄県内にある国の機関または地方自治体が発注した庁舎夜間警備業務（上記ア以外）の受注有無（最大5件）

ウ 過去5年度間（令和3年度～令和7年度の間）で沖縄県内における夜間警備業務（上記ア・イ以外）の受注有無とその件数（最大5件）

③企画提案（任意様式）

企画提案は、業務仕様書の内容を全て満たすものとし、次の項目を具体的に記載する。A4判5頁以内で、フォントは原則12ポイントとする。

ア 業務実施体制と配置予定者の経歴

イ 1日当りの警備スケジュール

ウ 業務仕様書「8. 主な業務内容」(1)～(6)についての実施方針

エ （任意記載）その他、業務仕様書にはない独自の計画や工夫など。

5. 審査について

提案者が3者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、3者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 1次審査（2次審査対象者の選定）

①企画提案者が多い場合、事務局が「(別紙1) 1次審査及び2次審査における評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき審査し、3者程度を選定するものとする。

②選定結果は、企画提案者全員にすみやかに連絡する。なお、選定結果についての質問は、受け付けない。

(2) 2次審査（選考の実施）

①企画提案書の内容について、本業務の選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価基準に基づき書面審査を行う。

②結果の通知

上記①により最も得点の高かった提案者を委託予定者（優先交渉者）として選定する。選定結果は、2次審査対象者全員にすみやかに通知する。なお、選定結果についての質問は、受け付けない。

③委託予定者（優先交渉者）との契約が整わない場合は、選定委員会において、次点の企画提案者を選定する。なお、その場合の選定結果は、対象者のみに通知する。

④選定委員会は、本町の副町長または職員（部長または課長級職員）の中から町長があらかじめ指定する3名をもって構成するものとする。

6. その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約保証金は契約総額の 10%以上とする（ただし、減免となる場合あり）。
- (4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (7) 契約を締結する際、企画提案書の内容によっては、改めて仕様書を作成し見積書の提出を求めることがある。
- (8) 上記（7）で作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。
- (9) 提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10)（長期継続契約についての特記事項）本契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約である。また、本契約は同条の規定により翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、本契約を変更または解除することができるものとする。

7. 提出、送付および問合せ先

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東 5 番地
本部町 総務課 行政班 あて
電話 0980-47-2101 F A X 0980-47-4576

以上

(別紙1) 1次審査及び2次審査における評価基準

公告の番号	評価対象	判定	得点	満点
4.(2)②ア	過去5年度間(令和3年度~令和7年度の間)で本部町が発注した庁舎夜間警備業務の受注有無	有	7	7
		無	0	
4.(2)②イ	過去10年度間(平成28年度~令和7年度の間)で沖縄県内にある国の機関または地方自治体が発注した庁舎夜間警備業務(上記ア以外)の受注有無(最大5件)	5件以上	5	5
		3件以上	3	
		1件以上	1	
		無	0	
4.(2)②ウ	過去5年度間(令和3年度~令和7年度の間)で沖縄県内における夜間警備業務(上記ア・イ以外)の受注有無とその件数(最大5件)	5件以上	5	5
		3件以上	3	
		1件以上	1	
		無	0	
4.(2)③ア	業務実施体制と配置予定者の経歴 ・十分な人員配置を計画している。 ・指揮系統が明確になっている。 ・配置予定者の経験が豊富である。・・・など	優	5	5
		優~良	3	
		良	2	
		良~可	1	
		可	0	
4.(2)③イ	1日当りの警備スケジュール ・現実的で無理や無駄のない計画となっている。 ・巡視に十分な時間を見込んでいる。・・・など	優	5	5
		優~良	3	
		良	2	
		良~可	1	
		可	0	
4.(2)③ウ	業務仕様書「8. 主な業務内容」(1)~(6)についての実施方針 ・公共施設の警備に対する強い責任感がある。 ・各方針が具体的であり、説得力がある。 ・ミスを防ぐ工夫が取り込まれている。・・・など	優	8	8
		優~良	6	
		良	4	
		良~可	2	
		可	0	
4.(2)③エ	(任意記載)その他、業務仕様書にはない独自の計画や工夫など ・業務仕様書に定めるもの以上の提案。 ・特に優れていると思われる工夫。・・・など	優	5	5
		優~良	3	
		良	2	
		良~可	1	
		可・無	0	
4.(1)②	次の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを取り扱う。 $10点 \times \frac{\{(見積限度額) - (評価対象者の見積額)\}}{\{(見積限度額) - (全評価者中の最低見積額)\}}$			10
		合計(満点)		50

(様式1)

本部町総務課 へ

質問票

業 務 名	本部町役場本庁舎夜間警備業務
質 問 日	令和 年 月 日
法 人 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
質問内容	

(様式2)

企画提案書

業務名：本部町役場本庁舎夜間警備業務

標記の業務について、同業務の公告内容および業務仕様書に承諾の上、添付のとおり企画提案書を提出します。

なお、同業務に関する簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告の「2. 応募資格」については、いずれも要件を満たしております。

令和 年 月 日

本部町長 あて

(提出者)

郵便番号・住所	
法人名	
代表者名・印	印
電話番号	
FAX番号	
担当者氏名	
メールアドレス	

(様式3)

法人概要書

令和 年 月 日

法人名	
代表者名	
所在地	
支店等所在地	
資本金(千円)	
従業員数	
業務内容等	

(様式4)

4. (2)②ア《本部町》

業 務 名			
発 注 機 関	本部町	履行期間	

4. (2)②イ《沖縄県内にある国の機関または地方公共団体》

1	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	
2	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	
3	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	
4	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	
5	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	

4. (2)②ウ《沖縄県内その他》

1	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	
2	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	
3	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	
4	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	
5	業 務 名			
	発 注 機 関		履行期間	

業務仕様書

令和 8 年 4 月
本部町総務課

1. 業務名 本部町役場本庁舎夜間警備業務
2. 業務場所 本部町役場(本庁舎・本部町字東 5 番地)
3. 履行期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
4. 業務時間 毎日 17:15～翌日 8:30 (15 時間 15 分)
5. 配置人数 1 名
6. 従事する者の条件
警備に関する経験、知識を十分に備え、心身ともに健康で活動的な者
7. 従事する者の待機場所
本部町役場本庁舎 1 階守衛室
8. 主な業務
 - (1) 庁舎および役場敷地内の警備、定期的な巡視(原則として 1 夜の警備につき 4 回)
 - (2) 庁舎の施錠、戸締り及び消灯の確認
 - (3) 電話及び来客の対応
 - (4) 各種届出の受領(埋火葬許可を除く)
 - (5) 日誌等への記録
 - (6) 非常時の際の一次対応と職員への連絡、また職員が指示をするものの対応など
9. その他
 - (1) 契約保証金は契約金額の 10%以上とする(減免となる場合あり)。
 - (2) 本契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく 3 年間の長期継続契約である。よって、見積書作成の際は、3 年分の金額(税込み)を記載すること。
 - (3) 本業務は、3 年分の金額(税込み)で契約を締結するものとする。
 - (4) 長期継続契約であるため、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
 - (5) 業務委託料については、1 カ月毎に請求することができる。